

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		助成金の返還
根拠法令(例規)及び条項		美唄市医療費助成条例第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 49 年 3 月 30 日条例第 6 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
処 分 基 準	基 準	【基準】 設定せず。 【根拠条文】 (助成金の返還) 第 8 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けたことが明らかとなつた者に対して、その助成した額の全部又は一部を返還させることができる。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		過料処分（届出等）
根拠法令(例規)及び条項		美唄市国民健康保険条例第 12 条
法 令（ 例 規 ） 番 号		昭和 34 年 3 月 15 日条例第 2 号
関 係 条 項		同条例第 15 条
所 管 課 係 名		市民課国民健康保険係
処 分 基 準	基 準	【基準】 条例第 12 条及び第 15 条の規定による。 (罰則) 第 12 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 100,000 円以下の過料を科する。 第 15 条 前 3 条の過料の額は情状により、市長が定める。 2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		過料処分（文書の提出等）
根拠法令(例規)及び条項		美唄市国民健康保険条例第 13 条
法 令（ 例 規 ） 番 号		昭和 34 年 3 月 15 日条例第 2 号
関 係 条 項		同条例第 15 条
所 管 課 係 名		市民課国民健康保険係
処 分 基 準	基 準	【基準】 条例第 13 条及び第 15 条の規定による。 (罰則) 第 13 条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに、法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。 第 15 条 前 3 条の過料の額は情状により、市長が定める。 2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手續・聴聞

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市国民健康保険条例第 14 条
法 令（ 例 規 ） 番 号		昭和 34 年 3 月 15 日条例第 2 号
関 係 条 項		同条例第 15 条
所 管 課 係 名		市民課国民健康保険係
処 分 基 準	基 準	【基準】 条例第 14 条及び第 15 条の規定による。 (罰則) 第 14 条 市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。 第 15 条 前 3 条の過料の額は情状により、市長が定める。 2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手續・聴聞

不利益処分処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		後期高齢者医療保険料の延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市後期高齢者医療に関する条例第 6 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 20 年 3 月 26 日条例第 11 号
関 係 条 項		同条第 6 条第 2～3 項及び附則第 2 条
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
処 分 基 準	基 準	【基準】 条例第 6 条第 1 項及び附則第 2 条の規定による。 条例 (延滞金) 第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が、2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に 100 円未満の端数を生じたとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。 3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第 1 項の規定による延滞金を減免することができる。 附則 (延滞金の割合の特例) 第 2 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		文書不提出等への過料
根拠法令(例規)及び条項		美唄市後期高齢者医療に関する条例第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 20 年 3 月 26 日条例第 11 号
関 係 条 項		同条第 10 条、高齢者の医療の確保に関する法律第 137 条第 2 項
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
処 分 基 準	基 準	【基準】 条例第 8 条及び第 10 条の規定による。 (罰則) 第 8 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。 第 10 条 前 2 条の過料の額は、情状により、市長が定める。 2 前 2 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。 <参考> 高齢者の医療の確保に関する法律 (被保険者等に関する調査) 第 137 条 2 市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備

考

意見陳述の手續・聴聞

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		保険料等不正への過料
根拠法令(例規)及び条項		美唄市後期高齢者医療に関する条例第 9 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 20 年 3 月 26 日条例第 11 号
関 係 条 項		同条第 10 条
所 管 課 係 名		市民課医療年金係
処 分 基 準	基 準	【基準】 条例第 9 条及び第 10 条の規定による。 (罰則) 第 9 条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。 第 10 条 前 2 条の過料の額は、情状により、市長が定める。 2 前 2 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		